

# 山口県報

平成23年  
7月22日  
(金曜日)

## 目次

○告示	一
平成二十三年産水稻の指定種子生産ほ場の指定(農業振興課)	一
平成二十三年産大豆の指定種子生産ほ場の指定(農業振興課)	一
特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(道路整備課)	一
土砂災害警戒区域の指定(砂防課)	二
○公告	三
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(二件)(県民生活課)	三
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課)	三
大規模小売店舗立地法附則第五条第一項の規定による届出(商政課)	三
土地改良区役員届出(農村整備課)	四
土地改良事業の工事の完了(農村整備課)	四
○教委公告	五
一般競争入札の実施	五

### 山口県告示第三百一十号



主要農作物種子法(昭和二十七年法律第三百一十号)第三条第一項の規定により、次の市町の区域内のほ場を平成二十三年産の水稻の指定種子生産ほ場として指定した。その関係書類は、山口県農林水産部農業振興課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年七月二十二日

山口県知事 二井 関成

市町名	面積(アール)
宇部市	三、七六九
山口市	三、九一九
萩市	三、三三八
周南市	四、七五四

### 山口県告示第三百一十号

主要農作物種子法(昭和二十七年法律第三百一十号)第三条第一項の規定により、次の市町の区域内のほ場を平成二十三年産の大豆の指定種子生産ほ場として指定した。その関係書類は、山口県農林水産部農業振興課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年七月二十二日

山口県知事 二井 関成

市町名	面積(アール)
宇部市	九五
山口市	九〇七

### 山口県告示第三百一十号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の五第一項の規定により、一般国道四三七号橋りょう補修工事(第一工区)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」といふ。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十三年七月二十二日

山口県知事 二井 関成

- 一 一般国道四三七号橋りょう補修工事(第一工区)
- (一) 工事場所 大島郡周防大島町大字小松字瀬戸から柳井市神代字瀬戸山までの間
- (二) 工事の概要

工 種	数 量
多柱式鋼管杭補修工	一式

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成二十二年山口県告示第四百二十六号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木一式工事のA等級であること。
- 2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（土木工事業に係るものに限る。）を受けていること。
- 3 出資比率が三十五パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の平成二十三年七月二十一日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の土木一式工事の数値が九百五十以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県柳井土木建築事務所 柳井市南町三丁目九番三号  
申請書等の提出期間及び時間  
平成二十三年七月二十五日から同年八月五日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法  
経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十三年八月二十六日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県柳井土木建築事務所（電話〇八二〇―二一〇三九六）にすること。

山口県告示第三百四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、土砂災害警戒区域として次の区域を指定する。

平成二十三年七月二十二日

山口県知事 二井 関 成

一 区域の名称

豊浦町厚母郷(二)(6)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下関市市民部防災安全課に備え置いて縦覧に供する。)

一 区域の名称

周東町差川(二)(23)、周東町差川(二)(24)、周東町西長野(二)(38)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流  
〔「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市都市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。〕



(二二三) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十三年九月一日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年七月二十二日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成二十三年七月一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人ピースオブマインド・はまゆう

代表者の氏名 岩田 一幸

主たる事務所の所在地 下関市武久町一丁目五番一四号

(二二四) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十三年九月十二日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年七月二十二日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成二十三年七月十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人子どもととも山口県の文化を育てる会

代表者の氏名 中本 喜弘

主たる事務所の所在地 山口市徳地小古祖三三六番地

(二二五) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十三年三月十一日山口県公告(五八)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十三年七月二十二日から同年八月二十二日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年七月二十二日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク長府中土居店

所在地 下関市長府中土居本町五九〇

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(二二六) 大規模小売店舗立地法附則第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十三年七月二十二日から同年十一月二十二日までの間、山口県商工労働部商政課並びに山口市経済産業部商工振興課及び山口市阿知須総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年七月二十二日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 阿知須ショッピングセンター(サンパークあじす)

所在地 山口市阿知須四八二五の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 阿知須まちづくり株式会社 山口市阿知須四八二五の一  
 所 馬場 英治

三 変更に係る事項  
 駐輪場の位置

四 届出年月日

平成二十三年七月十一日

五 変更年月日

平成二十三年八月一日

(二二七) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成二十三年七月二十二日

山口県知事 二井 関成

一 就任した役員

土地改良区	理事の別	氏名	住所
秋芳町土地改良区	理事	金石 弘士	美祿市秋芳町秋吉一二五九
"	"	篠田 稔彦	秋芳町別府一四一一
"	"	上利 武文	秋芳町嘉万一九七九の一
"	"	佐竹 幸明	秋芳町岩永本郷二二三八
"	"	中村 保義	秋芳町岩永下郷六五六
"	"	白井 正	秋芳町秋吉四八五八の二
"	"	井町 哲	秋芳町別府三四二二の一
"	"	宇山 誠	秋芳町青景三五四
"	"	上田 敏幸	秋芳町嘉万四九〇五
"	監事	山田 素行	秋芳町別府一三三三の三
"	"	豊島 正雄	秋芳町岩永本郷三一二
"	"	前田 時博	秋芳町秋吉一八五二
"	"	菅原 豊	秋芳町嘉万二八五七

二 退任した役員

土地改良区	理事の別	氏名	住所
秋芳町土地改良区	理事	中本 喜弘	美祿市秋芳町嘉万九七八
"	"	原川 博美	秋芳町青景三四四九
"	"	中村 保義	秋芳町岩永下郷六五六
"	"	佐竹 幸明	秋芳町岩永本郷二二三八
"	"	勝山 義明	秋芳町秋吉四八四五第一
"	"	金石 弘士	一二五九
"	"	末永 治介	秋芳町別府一九七〇
"	"	小田 小六	二六七〇
"	"	上利 武文	秋芳町嘉万一九九四
"	監事	山田 素行	秋芳町別府一三三三の三
"	"	倉増 義道	秋芳町秋吉三五二七の三
"	"	豊島 正雄	秋芳町岩永本郷三一二
"	"	菅原 豊	秋芳町嘉万二八五七

(二二八) 土地改良事業の工事の完了

次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。

平成二十三年七月二十二日

山口県知事 二井 関成

一 事業の名称

県営野道地区ため池等整備事業

二 工事完了の時期

平成二十三年一月二十六日



公 告

一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十三年七月二十二日

山口県知事 二井 関 成

一 入札に付する事項

次に掲げる業務の委託

(一) 業務の名称及び数量

山口県立山口図書館の図書等へのＩＣタグ貼付業務 一式

(二) 業務の内容

入札説明書及び仕様書による。

(三) 履行期間

契約締結日の翌日から平成二十三年十二月五日までの間

(四) 履行場所

契約担当者が指定する場所

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。)第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 政令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十一年山口県告示第二十八十二号)又は県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示(平成二十三年山口県告示第七十六号)に基づく資格審査において、システムの設計及び開発又はデータ処理に

ついて業務の委託の特Aの等級に格付されている者であること。

(四) 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。

(五) 平成二十三年七月二十二日から同年九月七日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

(六) 平成二十年四月一日から平成二十三年九月七日までの間に、国又は地方公共団体(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一に掲げる公共法人を含む。)の委託を受けて一に掲げる業務に類似する業務を施行した実績を有していること。

三 契約条項を示す場所

山口市後河原一五〇番地の一 山口県立山口図書館

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県立山口図書館において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県立山口図書館

(三) 受領期限

平成二十三年九月六日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十三年九月七日午後二時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市後河原一五〇番地の一 山口県立山口図書館第一研修室

(二) 日時

平成二十三年九月七日午後二時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札者との決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県立山口図書館長 長田 真吾

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類を平成二十三年八月四日午後五時十五分までに山口県立山口図書館に提出すること。なお、その確認結果を記載した書面を平成二十三年八月十一日までに発送する。

1 入札参加資格確認申請書

2 納税証明書(外国人又は外国人にあつては、権限を有する本国の官憲が証明した同様の書類)

3 一に掲げる業務に類似する業務を施行した実績について記載した書面

(五) 契約保証金

免除する。

(六) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局会計課に申請書を提出すること。

(七) 詳細については、山口県立山口図書館(電話〇八三一九二四二二二)に問い合わせる。

十一 Summary

(1) Branch office in charge of the contract: Yamaguchi Prefectural Library

(2) Nature of the service to be required: Paste IC tag on books and the other things owned by Yamaguchi Prefectural Library

(3) Term of the contract: From the day after the date of the contract to December 5, 2011

(4) Place of the performance of the service: The place designated by person in charge of the contract

(5) Section in charge of procurement and Contact point for the notice: Yamaguchi Pre-

fectural Library (TEL 083-924-2111)  
(6) Time-limit for tender: 5:15 P.M., September 6, 2011 (In case of bringing a tender : 2:00 P.M., September 7, 2011)